

第 7 回南阿蘇村農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和 3 年 1 月 1 2 日 (火) 午前 1 0 時 0 0 分開会
2. 開催場所 南阿蘇村庁舎 2 階 大会議室
3. 出席委員
- | | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 1 番 安達 英二 | 2 番 後藤 操 | 3 番 岩本 孝之 | 4 番 友岡 康幸 |
| 5 番 山室加智子 | 6 番 片山 雅雄 | 7 番 興梠 正信 | 8 番 古澤 勝康 |
| 9 番 佐藤 久康 | 10 番 興呂木和也 | 11 番 長崎 花子 | 12 番 浅尾 継也 |
| 13 番 長崎 愛 | 14 番 大塚 恭徳 | 15 番 犬塚 久子 | 16 番 長野 秀輝 |
| 17 番 増田 生志 | 18 番 野田 政輝 | 19 番 渡邊 和徳 | |

欠席委員 なし

4. 議事日程
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 経営基盤強化促進法許可申請について
- 議案第 4 号 農地法第 2 条第 1 項に該当しない農地の非農地化について

5. 事務局職員
- | | |
|------|-------|
| 事務局長 | 片島 弘幸 |
| 次 長 | 吉弘 泰彦 |
| 係 長 | 長野 リエ |

6. 会議の概要

発言者	内 容
事務局長	<p>おはようございます。改めましてあけましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひ致します。皆さんすでにお揃いですので総会を進めさせていただいてもよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、本総会開催にあたりましてご報告を申し上げます。委員総数 19 名、出席委員 19 名で南阿蘇村農業委員会会議規則第 7 条により本総会の成立をご報告致します。</p> <p>それでは農業委員会憲章を皆様で唱和致しますのでよろしくお願い致します。それではご起立をお願い致します。</p>
事務局長	<p>それでは第 7 回南阿蘇村農業委員会総会を開催致します。今回の農業委員会憲章の指揮は 1 4 番大塚委員、1 5 番犬塚委員にお願ひ致します。</p> <p style="text-align: center;">— 農業委員会憲章の唱和 —</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは本村農業委員会会議規則第 5 条の定めによりまして、以後の進行は会長が議長となり進行をお願い致します。それでは会長よろしくお願い致します。</p>

<p>会長</p>	<p>皆さんおはようございます。改めまして新年あけましておめでとうございます。今年もコロナウィルスの感染が拡大しております。今朝は雪がかなり降るのではないかとという予報もありまして心配しましたがけれども、無事全地区におかれまして現地確認ができてましてありがとうございます。今日の新聞を見ますと市から緊急事態要請ということであがって熊本市内もかなり感染が広がっている状況でございます。今後とも皆さん注意して農作業にもあたっていただき、また感染予防を徹底していただきたいと思っております。</p> <p>それでは着座にて進行させていただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまから第7回南阿蘇村農業委員会総会を開会致します。本日の議事録署名委員に14番大塚恭徳委員、15番犬塚久子委員を指名します。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。おはようございます。改めて本年もよろしくお願い致します。それでは朗読を致します。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>番号1 譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 大字両併字小陣■■■■番 地目台帳現況ともに畑です。面積■■■■㎡ 外7筆計8筆になります。■■■■㎡ 移動の理由は所有権移転贈与になっております。</p> <p>番号2 譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 大字両併字西中原■■■■番■■■■ 地目台帳現況ともに畑です。面積■■■■㎡ 所有権移転の売買となっております。</p> <p>番号3 譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 大字河陰字影の木■■■■番■■■■ 地目台帳現況ともに田、■■■■㎡ 外2筆です計3筆■■■■㎡ 所有権移転売買となっております。</p> <p>最後に番号4 譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 大字長野字今市■■■■番■■■■ 地目台帳現況ともに畑■■■■㎡ 所有権移転の売買となっております。ご審議よろしくお願い致します。</p> <p>議長</p> <p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願い致します。</p> <p>2番</p> <p>1番、2番につきまして2番の後藤がご説明申し上げます。1番につきまして、親子でございまして所有権移転贈与となっております。何ら問題ないと思っております。ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>2番につきまして、譲渡人の田んぼと譲受人の田んぼが上下にありまして、譲渡人の田んぼがいびつな形になっておりました。それで将来ハウス等を建てるのにまっすぐにした方がいいということです。間柄はいとこ関係です。所有権移転売買となっております。何ら問題ないと思っておりますのでご審議よろしくお願い致します。</p> <p>11番</p> <p>議案第1号番号3について11番長崎が説明します。申請人、申請の土地、譲受</p>

<p>19番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>人、譲渡人については議案書記載のとおりです。譲渡人の方が農業を営んでおられましたが、 され農地管理が難しくなり、譲受人との合意があり今回所有権移転の申請があがっています。親族関係にあり問題がないと思われま。ご審議よろしくお願ひします。</p> <p>番号4番について、19番渡邊が説明します。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございまして、譲渡人の方の畑が少し家から離れていて譲受人の方は隣接する農地を管理しておられるため、そこに牛を放牧したいということで説明を受けております。何ら問題はないと思うのでご審議よろしくお願ひします。</p> <p>はいありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>ありがとうございます。それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第1号は原案どおり可決致します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>続きます。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p> <p>はいそれでは朗読を致します。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>番号1：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 大字中松字下原 番 地目台帳現況ともに田 面積 m² 転用目的は駐車場 種類ですけれども転用の賃借権設定移転となっております。</p> <p>番号2：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 大字中松字杉ノ本 番 地目台帳現況ともに田 面積 m²この内の m²となっております。転用目的は駐車場 一時転用です。この件につきましては隣が選挙事務所の用地になっておりまして、その駐車場用地ということで一時転用となっております。使用貸借権利設定移転となっております。</p> <p>番号3：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番が大字久石字柏木谷 番 地目台帳田 宅地の現況となっております。面積が m² 転用目的が駐車場、この件につきましては補足を致します。転用の理由欄に事業計画変更と書いておりますが、この用地につきましては平成19年5月21日に として県の許可が出ておりましたが、その後10年以上 の転用ができておりません。用地がそのままとなっております。そこで譲受人が事業承継という形で引き継ぎますよという形で今回5条申請を新たに行っておられます。転用の所有権移転の有償です。駐車場ですので隣の の の駐車場ということで申請があがってきております。</p>

続きまして番号4です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 大字河陰字西鶴[]番[] 地目台帳現況ともに田 面積 []㎡ 転用目的は畜舎です。契約の種類は使用貸借権利設定移転となっております。

番号5です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 大字河陽字古閑ノ上[]番[] 地目台帳現況ともに畑 []㎡ 転用目的は選挙事務所・駐車場これも一時転用となっております。契約の種類が使用貸借権利設定移転となっております。

次に番号6です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 大字下野字銭瓶原[]番[] 地目台帳現況ともに田 面積 []㎡ 転用目的は倉庫と資材置場となっております。契約の種類は転用所有権移転の有償です。

最後に番号7 譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 大字立野字馬立[]番[] 地目台帳現況ともに田 面積 []㎡うち []㎡となっております。転用目的 宅地(擁護壁)です。これは熊本地震に伴う擁護壁をつくりたいということで括弧書きで擁護壁と書いております。契約の種類が転用の所有権移転の有償となっております。

ご審議よろしくお願い致します。

議長 ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願い致します。

4番 1番について4番友岡が説明します。事務局の説明のとおりですので、場所は[]の西側の段差が3m位下の水田です。10年くらい水はきていないということで一時的にバラスを敷いて[]駐車場として15台くらい納めたいということです。場所も確認しましたが何ら問題はないと思われます。審議の程よろしくお願いします。

1番 2番につきまして1番の安達からご説明申し上げます。申請人、申請の土地については議案書記載のとおりでございます。譲受人、これは借主の方ですけれども、現在ご承知のように来月2月告示の南阿蘇村長選挙に立候補を予定されております。現在事務所を自宅に建てられておられますが駐車場が無いということで、その隣に隣接している農地を一時転用で選挙事務所用の駐車場にお借りしたいということで転用の申請が上がっております。面積につきましては一筆面積のうちの[]㎡と約10分1程度を一時転用して、鉄板を敷き詰め駐車場として利用したいということでございます。これは選挙期間中でございますので、選挙期間が終われば即農地に戻すそうでございます。駐車場のみでございますので給排水設備は設けないということで承っております。一時転用でございますのですぐ撤去するということでございますけれどもご審議の程よろしく申し上げます。

13番 番号3番ついて13番の長崎が説明致します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況は記載のとおりです。譲渡人と譲受人の方は事業こそ違いますが[]と[]の関係だそうです。あとは事務局からの説明のとおりになります。場所は[]の西側になります。ご審議の程よろしくお願い致します。

9番 議案第2号4番につきまして9番の佐藤が説明致します。申請人、申請土地の状

	<p>況につきましては議案書記載のとおりでございます。申請人は親子関係でありまして、XXXXXXXXXX畜産農家として農業経営を行われております。5年くらい前からこの計画がありましたが、途中でXXXXXXXXXXされました。その後XXXXXXXXXXがXXXXXXXXXXから帰ってきて後を継ぎたいということで今回の畜舎建設があがっております。使用貸借権利設定移転でございます。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
15番	<p>議案第2号番号5について、15番の犬塚が説明申し上げます。申請人、申請の土地は議案書記載のとおりでございます。申請人は2月告示されます南阿蘇村長選挙に立候補される予定でございます。そのためには選挙事務所が必要となり申請地にプレハブ事務所を建てておられますが、農地法の許可が必要ということで一時転用の始末書が添付されております。給水施設がないということで飲料水はウォーターサーバーを用意し、トイレは仮設の汲み取りのリースを使用され期間が終われば農地に戻されるそうでございまして、場所は東下田のライスセンターの敷地内でございます。ご審議方よろしくお願い致します。</p>
16番	<p>議案第2号6について16番の長野が説明致します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。この案件は平成4年に農地転用の許可を受け、倉庫及び資材置場として使用しておりましたが登記が完了しておらず、今になり登記を行おうとしたところ、許可を受けていた地番が誤っていたことがわかったため、再度転用許可申請されるものです。場所はXXXXXXXXXXから西へ220m、XXXXXXXXXXから南に200m程にある第二種農地で問題ありませんのでご審議の程よろしくお願い致します。</p>
14番	<p>議案第2号7番について14番の大塚がご説明申し上げます。申請人、申請土地の状況は記載のとおりです。この案件は平成28年の熊本地震の被害を復旧させるためのものです。譲渡人の農地に隣接する譲受人の土地が崩れてきたため譲渡人の農地の一部を転用し有償で譲受人へ所有権移転した後、擁護壁をつくるというものです。場所はXXXXXXXXXXから西南西へ約200mの場所にあります。この地は第二種農地となっており問題はないものと思われまます。ご審議方よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決致します。</p>
議長	<p>続きまして議案第3号経営基盤強化促進法による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>

事務局

はい。朗読いたします。議案第3号経営基盤強化促進法許可申請について

番号1:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字両併字南御手水
番 地目台帳現況ともに田 面積 m^2 外5筆 計6筆 m^2
賃借権設定5年です。

番号2:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地 大字両併字中御手水
番 地目台帳現況ともに畑 面積 m^2 賃借権設定5年 相続権者同意書有
となっております。

番号3:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字両併字中御手水
番 地目台帳現況ともに畑 面積 m^2 賃借権設定5年です。

番号4:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字両併字南御手水
番 地目台帳現況ともに田 面積 m^2 外2筆 計3筆 m^2
賃借権設定5年です。

番号5:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字両併字中御手水
番 地目台帳現況ともに畑 面積 m^2 外1筆 計2筆 m^2
賃借権設定5年です。

番号6:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字吉田字角場
番 地目台帳現況ともに田 面積 m^2 外2筆 計3筆 m^2 賃借
権設定5年です。

番号7:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字一関字土井ノ内
番 地目台帳現況ともに田 面積 m^2 外1筆 計2筆 m^2 賃借
権設定15年です。

番号8:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字一関字下ノ原
番 地目台帳現況ともに田 面積 m^2 賃借権設定15年です。

番号9:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字久石字一の大岩
下 番 地目台帳現況ともに畑 面積 m^2 使用賃借権設定5年です。

番号10:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字久石字御陳鶴
番 地目台帳現況ともに田 面積 m^2 外3筆 計4筆 m^2
賃借権設定5年 相続権者同意書有となっております。

番号11:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字浜尾鶴
番 地目台帳現況ともに田 面積 m^2 外1筆 計2筆 m^2 賃
借権設定5年です。

番号12:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字湯田
番 地目台帳現況ともに田 面積 m^2 賃借権設定5年 相続権者同意書
有となっております。

番号13:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字下野字男淵
番 地目台帳現況ともに田 面積 m^2 外1筆 計2筆 m^2 賃
借権設定10年です。

番号14番から18番までは再設定の案件になりますので朗読は省略させていた
だきます。

番号19番と20番は同じ案件になりますのであわせて朗読いたします。譲渡人、
譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字久石字上駄原 番 地目
台帳現況ともに田 面積 m^2 外105筆 計106筆 m^2 使用賃
借権設定5年となっております。

	<p>以上ご審議よろしくお願ひ致します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。朗読が終わりましたが、番号10、12においては 委員と の案件でございますので、番号10、12を先に審議致します。 委員の退席をお願いし、番号10の地元委員の説明をお願い致します。</p>
13番	<p>番号10番について13番の長崎が説明致します。譲渡人、譲受人、申請土地の 状況は記載のとおりです。今までも譲受人の方が作業されていましたが、今回正式 に小作契約を結ぶということで話がまとまりました。賃借権設定5年になります。 ご審議の程よろしくお願ひ致します。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので番号10の審議をお 願ひ致します。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは議案第3号番号10の経営基盤強化促進法による 許可申請について異議がない方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め議案第3号番号10は原案どおり可決し ます。</p> <p>続きまして、番号12の審議に入る前に議長の交替を致します。安達職務代理者 に議長の席をお願いしまして私が退席を致します。よろしくお願ひ致します。</p>
職務代理者	<p>それでは議案第3号12番につきまして、会長案件ということで私の方が代理で 議案を審議致します。よろしくお願ひします。それでは基盤強化促進法の12番の 朗読は終わっておりますので、地元委員の説明をお願い致します。</p>
11番	<p>議案第3号番号12について11番の長崎が説明します。申請人、申請の土地、 譲渡人、譲受人については議案書記載のとおりです。申請地は熊本地震後から荒廃 地になっておりましたが譲受人の耕作地が隣接することもあり、耕作の依頼があり ました。相続権者の同意もあり問題はないと思われまふ。ご審議よろしくお願ひし ます。</p>
職務代理者	<p>地元委員の説明が終わりましたので、ご意見のある方、審議をお願い致します。</p> <p>(異議なし)</p>
職務代理者	<p>それでは異議なしということで、議案第3号番号12について異議がない方は挙 手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>

職務代理者	はいありがとうございます。全員賛成ということで議案第3号番号12番につきましては原案どおり可決と致します。会長に議長を交替いたします。ありがとうございました。
議長	続きまして、その他の新規案件について地元委員の説明をお願い致します。
2番	<p>議案第3号1番から5番まで2番の後藤がご説明致します。</p> <p>まず1番につきまして、長年に渡りまして小作に出しておられましたが、小作をされておられました方が従業員が体調を崩されて辞められまして、小作ができないということで今回新しく小作される方がみつかったので賃借権設定5年でしてもらうことになりました。</p> <p>2番から5番につきましても、以前小作をされておられました方が1番と同じ方で従業員が体調を崩されましてできないということで、近隣の土地の方に賃借権設定5年で話がまとまりました。ご審議よろしくお願い致します。</p>
3番	6番につきまして3番の岩本が説明致します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況は記載のとおりでございます。譲渡人と譲受人はお互い知り合い同士でございます。譲受人の方は若い農業後継者で意欲ある方でございます。賃借権設定5年となっております。ご審議の程よろしくお願い致します。
5番	<p>議案第3号7番8番について5番の片山がご説明させていただきます。譲渡人、譲受人、申請土地の状況は記載のとおりでございます。</p> <p>7番の譲渡人は農業経験がないため今までも譲受人が管理されており、この度正式に賃借権設定15年となっております。</p> <p>また8番につきましては譲渡人とは親戚関係であり、高齢で管理できないということで賃借権設定15年となっております。ご審議の程よろしくお願い致します。</p>
10番	議案第3号9番につきまして10番の興呂木が説明致します。この土地は議案書の19番以降に出てきます地区のすぐ隣に隣接する土地でありまして、譲渡人の方がもう耕作は何年も前からしておられずできないということで、ついでにその土地も管理して欲しいとの強い要望があったため引き受けられたということでございます。使用賃借権設定5年ということで何ら問題はないものと思われれます。よろしく審議お願いします。
12番	議案3号の11番につきまして12番の浅尾が説明致します。譲渡人、譲受人、土地の状況は記載のとおりでございます。譲渡人の方が高齢者でもう農業ができないということで、譲受人の方が家も近くで田畑も隣接しておりますので5年設定で結ばれております。何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
16番	議案3号13番について16番の長野が説明致します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。譲渡人が高齢で農地の管理ができず、これまでも地区内の農業者の方に頼っておられましたが、その方ができないということで新たに地区内で畜産をされている認定農業者に10年間の小作契約をされます。ご審議の程よろしくお願い致します。

<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>議案第3号番号19番、20番について事務局よりご説明申し上げます。この案件は先月、久石地区第二駐在区の所有者34名の方が公社に貸付けられた案件になっておりまして、今月公社から地区内の法人に借受けが行われる案件になっております。先程も申し上げましたが、合計106筆の157,809㎡農地の集積となっております。ご審議よろしくお願い致します。</p> <p>ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願い致します。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ありがとうございます。それでは議案第3号経営基盤強化促進法による許可申請について異議がない方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はいありがとうございます。全員賛成と認め議案第3号は原案どおり可決します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>続きまして議案第4号農地法第2条第1項に該当しない農地の非農地化について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p> <p>朗読いたします。議案第4号農地法第2条第1項に該当しない農地の非農地化について、番号1：所有者記載のとおりです。申請土地の状況 大字一関字松山■■■■番 地目台帳畑 現況原野 面積■■■■㎡ 外5筆計6筆■■■■㎡ 農振区分は農振白地となっております。現在の土地の状況 竹及び雑木が繁茂している状況となっております。現況確認日 令和2年12月25日、農地・非農地の判断区分は非農地と判断しております。以上ご審議よろしくお願い致します。</p> <p>続けてご説明をさせていただきます。議案書の一番後ろのページに所在地の地図を付けております。場所は■■■■より北側の■■■■から西に150mから300mに位置している農地となっております。現在の所有者の方が5年程前にこの農地を取得されておりますが、体調も悪く高齢で管理ができていない状況でご本人から非農地の申し出があったものです。現地の現況写真を別紙で本日机上に配布をさせていただいていると思っておりますけれども、周辺は先ほどの位置図を見ていただいてもわかりますようにすべて山林等の地目になっておりまして、農地自体も傾斜があり竹などが繁茂していて地形がわからないような状況となっております。今後農地として耕作されるとは考えにくい状況ですので非農地という判断で審議をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。</p> <p>ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので審議をお願い致します。</p> <p>(異議なし)</p> <p>はいありがとうございます。それでは議案第4号農地法第2条第1項に該当しな</p>

	<p>い農地の非農地化について異議がない方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成とみとめ議案第4号は原案どおり可決致しました。</p>
議長	<p>以上で議案の審議は終了致しますが、2月の総会の日程を決めておきたいと思えます。会場の関係で令和3年2月9日(火)に開催したいと思えますがいかがでしょうか。</p>
9番	<p>9日ですか？</p>
議長	<p>9日火曜日です。会場の関係で事務局から9日ということでございます。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは2月の総会開催日につきましては、令和3年2月9日火曜日10時から行いますのでよろしくお願い致します。また、次の農業委員会憲章の指揮は、16番長野秀輝委員、17番増田生志委員をお願い致します。その他で委員の皆様から何かございませんか。</p>
9番	<p>ひとついいですか。この間の総会で提案があったフレールモア。あれをどうにか利用していくような…</p>
議長	<p>去年か利用したんですけれども、なかなか利用があってない状況でしょうか。</p>
9番	<p>皆様方の知恵を借りながら少しでも利用していかなければならないのではないかと思います。それが農業委員会から村の方をお願いして耕作放棄地を解消したいということであのような機械を購入してもらっている。その活用方法を皆さん方の知恵を借りたいということです。少しでも活用していかなければならないのではないかと思います。</p>
議長	<p>以前は長陽の笠野委員さんが現場で機械の実演をしていただきました。B判定にならないようなA判定の段階で便利の良いところは各地区で見させていただいて、その地元委員さんが早めに対応した方が良いと判断されるA判定の農地は少しずつでも解消していくような努力をしていただけたらと思えます。</p>
9番	<p>年間どのくらい使われておりますか。</p>
事務局	<p>年にだいたい3～4回借り受けがあつて、去年は約5haくらい利用していただいているところです。活用ができていくかというところが難しいかと思えます。この庁舎に保管しているという問題もあるのかもしれませんが、なかなかこの庁舎まで機械を設置にきてというのが難しいなど、地区でも中山間事業等を使って購入されているところもあつたようですので、そういうことで利活用ができていないということもあるのかと思えます。設置場所については購入した時から色々ご意見があつたところですが、管理が行き届かないという懸念があつて2台ともこの庁舎に置いて</p>

	いる状況ですので。
4 番	<p>よろしいですか。モアについてはトラクター本体の機械そのものの重量と、そのモアのバランスがうまくいかないといけないので、結構大きいトラクターでなければならぬので、うちの地区では中山間地で買って自分のトラクターに合う機種を選んでもらった。中山間地などでやはり継続的に話をしながら本当に荒地をどうするかということを以前から言っているように審議していかないと、ただ一時的に役場にあるからと言われても役場の機械を借りに来てそれを継続的にどうするかとなったら、前回の時にも説明したように地主さんがいるから適当に荒れているから私たちが管理しますじゃ通らないと思う。結局機械を持っているトラクターの燃料とか、人件費などをどうするかというのを審議しながら進めていかないといけないので、一番は中山間地でせつかく補助金がきているので大小金額でいろいろあると思うが、うちの地区では金額が少ないので機械を買うのがやっとなのでそこの余裕がないですが、そういうのを活用して審議していかないと、一時的にしても長続きしないと思います。一番は地主がどうするかです。</p>
議長	<p>そこが一番だろうと思います。一遍やってもそこの者が管理できないので、また荒れていってしまうのでその繰り返しで頭が痛いところです。そこを管理してくれるような若い人がどうにかして耕作をしようという考えの人がいればいいですが、やはり便利が悪いところは誰でも作りたくないようなところが荒れていってしまったのでどうしようもないところですね。また非農地議案に出たところでもですが、面積もかなり広いしよさそうだが、鳥獣害が去年くらいからかなり多くなってきています。イノシシ鹿などですね、その対策もしなくてはならないし山の方はおそらく非農地化を進めていかなければならないのではないかと考えています。できる限り地域の皆さんが頑張るってそこの地主さんと話し合いながら難しい問題だと思いますけれども、少しずつでも考えていってもらいたいなと思っております。距離面も白水からはかなりありますので、トラクターも 50 馬力くらいなければバランスを失って危ないので、今あるのは馬力もかなり大きいものがあります。そのような保険関係や保障面、故障などの管理面で当時はここの役場に管理してもらおうということにしましたので、それは理解してもらってトラクターの購入という意見もありましたがなかなか予算的にも難しいと思いますので、委員さん方で農地パトロールをしていただきながら管理ができそうところは協力していただきたいと思います。</p>
4 番	<p>役場のは電気モーターですか。 電気モーターを付ける配線がトラクターについていないといけない。</p>
議長	<p>あれは油圧式だったと思うが。</p>
10 番	<p>ここのは電動油圧だと思う。</p>
4 番	<p>油圧式ならかなり大きなトラクターでないとできないのでだいたい電気と思うが、その電気をつけるスイッチがトラクターの後ろに来ているかどうかはまずスタートだと思う。</p>

議長	自分ののは電気がきていたが、モアをつけるのにはかなり時間がかかった。
4番	三点リンクがどこに設定してあるかが。
10番	ここのはワンタッチピッチではなくて確か直付けだった。
議長	バックして簡単に付けられるタイプなら5分もかからずにできると思うがそうはいかなかった。
9番	だから私が言いたいのは、せっかくこういう機械があるから、皆さんに広くPRしてどうかして使ってもらえるようにしたい。それをお願いしたらどうかということです。せっかく農業委員会でこうして提案して機械を購入してもらって使わないではあんまりだと思ってしまうので、なるだけ誰か使ってもらえるようにその知恵を皆さんにお借りしたいということです。それを皆さんで考えて欲しいということです。
12番	前も広報か何かに載せたのではなかったですか。
事務局	購入当初は一度村の広報に掲載していますが、もう3年が経ちますのでもう一度同じように掲載するのもよいでしょうか。
議長	そうですね。
17番	沢津野や乙ヶ瀬は遠くてわざわざとても機械を取り付けには来られない。
9番	そのような意見は様々あったが、機械を購入しているので。
3番	そうなるとうやはりトラクター本体が必要なのではないか。
12番	私どもは地元の中山間地でモアは購入してトラクター一式を地区で持っている。それを中山間地の地域づくりの役員が年に一回荒れているところを整備するという事でやっている。結局は地元地域でそのように対応していかないといけないのではないか。
4番	まずは中山間地などで地域に無いところを奨励していかないといけないのではないか。中山間地などで所有しているところはわざわざ借りに来てすることはないと思うので。どうにかすると地区で2台持っているところもあるので。
議長	それでは一度広報に掲載してPRしてもらおうということで、他に何かありませんか。 ないようでございますので、以上をもって第7回南阿蘇村農業委員会総会を終了致します。今後まだ寒い日が来るかと思えます。体調には十分注意しながらまたコロナにも注意しながら、変異ウィルスという厄介ものも出てきております。どうか用心して農業委員会活動また仕事に頑張ってくださいと思います。本日はどう

	もお疲れ様でございました。
--	---------------

7. 閉会時刻 11時02分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

令和3年2月9日

農業委員会会長

印

議事録署名委員

10番

印

議事録署名委員

11番

印

※総会終了後、事務局長よりボーリング補助について説明。

アンケート回収 214件

ボーリング個人所有 白水地区155件、久木野地区6件、長陽地区44件
計205件

不調ですぐに更新希望 33件

近いうちに更新したい 26件

当面は現状維持 30件

農業土木補助金 地下水揚水施設整備事業については別紙資料のとおり